

東北文化学園大学における研究費等の不正防止対策に関する基本方針

「2023 年 11 月 1 日」

「学 長 制 定」

東北文化学園大学（以下「本学」という。）は、研究費の不正使用を防止するため、本学の教職員、学生その他本学において研究活動に従事するすべての者（以下「研究者等」という。）が遵守すべき基本方針を次のとおり定める。

1. 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化するとともに、学内外に周知・公表する。
2. 研究実施及び研究費執行に関する事務処理手続きのルール及び事務処理に関する権限と責任について、規程等で明確化するとともに、全ての研究者等の意識向上を図り、不正に対する抑止機能を備えた環境の構築を図る。
3. 不正使用を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定・実施することにより、全ての研究者等の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。
4. 研究費の使用に関するルールを明確に定め、適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
5. 研究費の適正な管理のため、内部監査を中心とした全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。

附 則

この基本方針は、2023年11月1日から施行する。